

消費税10パーセントなんてとんでもない！ 消費税引き上げ反対の大運動を作り出そう！

菅首相の「消費税10パーセント」発言を受けて、参議院選挙でも消費税引き上げの是非が大きな争点となりました。

低所得者ほど負担の重い最悪の大衆課税

消費税率が10パーセントに引き上げられると、一般的な家庭の場合、年間165000円の新たな税負担が発生するといわれています。

年収300万円以下の世帯では負担率は4.1パーセント、1500万円以上の世帯では1.43パーセントとなって、消費税は所得の低い人ほど負担が重くなる「生活破壊」税といわざるをえません。

「福祉目的」「社会保障目的」はまやかし

実際は大企業減税の穴埋めに

消費税は導入される時にも、5パーセントになったときにも「社会保障のため」と宣伝されてきました。しかし、「社会保障の充実」どころか改悪が続いています。

導入後の消費税収は累計で224兆円ありましたが、一方で法人税率の引き下げなどで減収額は208兆円で、消費税が大企業減税の穴埋めに使われたことは明らかです。

税率アップは景気の悪化を招く

消費税が5パーセントになったときに、急激に消費不況が進み、現在に至っています。税率アップで不況にさらに拍車がかかることは明らかです。

消費税が上がったら商売は続けられない

ただでさえ消費税が一度に払えないという相談が殺到しています。税率が倍になったら事態はもっと深刻です。「消費税が上がったら商売をやめる」という声も少なくありません。

営業とくらし守るために「消費税引き上げ反対」の大運動を

7月4日、勝川駅前「消費税引き上げ反対」の宣伝署名行動を行いました。1時間の間に40筆の署名が集まりました。中には「財政再建のために消費税引き上げに賛成」という反応もあり、消費税アップの真のねらいを広く知らせていくことが重要になっています。署名や対話で「消費税引き上げ反対」の世論と運動を大きく広げましょう！



「こども手当」と引き替えに扶養控除が一部なくなります

平成22年度の税制改正において、扶養控除が次のとおり「改正」されました。この「改正」は、平成23年分の所得税から適用されます。

1. 一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(38万円)が廃止されました。
2. 特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

「こども手当」の実施と引き替えに「改正」されたもので、今まで「児童手当」給付の対象外だった中学生のこどもがいる世帯では手取り増加が見込まれますが、三歳以下のこどものいる世帯では手取り減少の世帯が出ることも想定されます。扶養控除の廃止は保育料の増にも跳ね返ります(詳しくは7月5日付け商工新聞を参照ください)

建設業《受注グループ》
春日井版《ねこの手》相談会
とき 7月13日(火) 午後8時～
ところ 春日井民商事務所2階

7月の無料法律相談は
7月13日(火)です
相談希望の方は事前に予約ください
電話81-1482



7月27日(火)・28日(水)事務所は不在になります
全県事務局員交流会のため事務所を閉めます。相談は26日までか29日以降しか受けられません

皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 伊藤英雄